

呉記念病院 感染防止対策に関する取り組み事項

1. 院内感染防止対策に関する基本的な考え方

病院の理念に基づき、患者さんに安全な医療を提供するためには、院内感染対策の推進が不可欠との認識を職員全員が持ち、病院全体で感染対策に取り組めます。

2. 感染対策に関する取り組み事項

1) 組織に関すること

① 院内感染管理対策委員会

感染防止対策に関する意思決定機関として、感染対策管理委員会を設置し、毎月1回会議を行い、感染対策に関する事項を検討します。

② 院内感染対策委員会

院内での感染対策活動全般の実働組織として感染対策委員会を設置し、定期的な会議と病棟や外来のラウンド、抗菌薬の適正使用の指導、感染問題の相談や対応を行っています。

2) 院内感染対策に関する職員研修に関する事項

全職員を対象に感染対策の研修会・講習会を年2回以上開催しています。また、部門・職種別の研修会を開催し、感染対策の意識・知識・技術の向上に努めています。

3) 抗菌薬に関する事項

院内の抗菌薬の適正使用を監視するための体制をとっています。特に、特定抗菌薬(広域スペクトラムを有する抗菌薬、抗MRSA薬等)については、届出制の体制をとっています。

4) 感染発生状況報告に関する事項

薬剤耐性菌や院内感染対策上問題となる微生物の検出状況を報告し、注意喚起を行います。感染対策管理委員会及び感染対策委員会で情報を共有し、必要に応じ感染対策の周知や指導を行っています。

5) 院内感染発生時の対応に関する事項

院内感染が疑われる事例が発生した場合は、各部署より感染対策委員会へ速やかに報告を行い、感染対策委員会は迅速に現場の状況を確認し、感染対策の徹底、疫学的な調査を行い感染拡大の防止を行います。随時、状況を病院管理者へ報告し、必要に応じ院内感染対策管理委員会を招集します。また、必要な場合は保健所に連絡、報告を行い速やかに連携対応します。

6) 患者さんへの情報提供に関する事項

感染症が流行する時期は、ポスター等の掲示物で情報提供を行います。

また、合わせて感染防止の意義、手洗い、マスクの着用などについて理解とご協力をお願いします。

7) その他院内感染対策の推進に関する事項

感染対策に関するマニュアルを各部署へ配備し、感染防止のための基本的な考え方や具体的な方法について全職員への周知を行う。(マニュアルについては定期的な改訂を行っています。) 全職員が手指衛生を行い、院内感染の予防に努めます。

8) 他の連携する医療機関について

当院は感染対策向上のため、連携施設が開催する感染防止対策に関するカンファレンスに参加し、

感染対策の質向上に努めます。また、感染防止対策に関する助言を受けるため、連携施設と情報の共有をいたします。